

※アンダーラインを引いている部分が今回改訂される箇所になります。

改訂書面:「暗号資産関連店頭デリバティブ取引約款」

改訂日 : 令和 7 年 6 月 28 日改訂

新	旧
第 3 条(取引口座) お客様は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に本取引口座の開設を申込むことができるものとし、当社が承諾した場合に限り本取引口座を開設できるものとする。 <u>①本約款及び当社が定める本取引に関するルールに同意していること</u> <u>②本取引の仕組み、特徴、リスクを十分に理解し、自己の責任と判断において取引を行えること</u> <u>③インターネットを通じた取引、確認及び管理が行えること</u> <u>④当社からの電話、電子メール等にて常時連絡がとれること</u> <u>⑤当社からの金融商品取引契約に関する勧誘を受ける意思があること</u> <u>⑥お客様は法人の場合、本取引を行うことは、法令その他の諸規則または約款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の手続きおよび内部手続遵守のための態勢を有していること</u> <u>⑦当社の定めに従い取引を行えること</u>	第 3 条(取引口座) お客様は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に本取引口座の開設を申込むことができるものとし、当社が承諾した場合に限り本取引口座を開設できるものとする。 <u>①当社の店頭外国為替証拠金取引「パートナーズ FX」の口座を開設していること</u> <u>②本約款及び当社が定める本取引に関するルールに同意していること</u> <u>③本取引の仕組み、特徴、リスクを十分に理解し、自己の責任と判断において取引を行えること</u> <u>④インターネットを通じた取引、確認及び管理が行えること</u> <u>⑤当社からの電話、電子メール等にて常時連絡がとれること</u> <u>⑥当社からの金融商品取引契約に関する勧誘を受ける意思があること</u> <u>⑦お客様は法人の場合、本取引を行うことは、法令その他の諸規則または約款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の手続きおよび内部手続遵守のための態勢を有していること</u> <u>⑧当社の定めに従い取引を行えること</u>
第 14 条(証拠金の返還) 1. <u>お客様が預託すべき証拠金の金額を超過して預託している金額</u>の全部又は一部の返還請求があった場合においては、当社は、その請求があった日から起算して <u>2</u> 営業日(ただし、日本の金融機関の休日は除く。)以内に、当該請求にかかる額を登録されているお客様名義の金融機関口座に返還する。 2. 当社は返還請求に基づく手続きが完了するまでに、お客様の資産評価額が未決済建玉に係る取引必要証拠金額を下回った場合、当該返還手続きを行わないことができるものとする。	第 14 条(証拠金の返還) 1. <u>お客様が当社に預託している証拠金の額が、預託すべき証拠金の額を超過する場合、お客様は当該超過する額の全部、または一部を会員残高(未使用分)等へ振替・移動することができる。</u> 2. <u>お客様が当社に預託している会員残高(未使用分)</u>の全部、または一部の返還請求があった場合においては、当社は、その請求があった日から起算して <u>4</u> 営業日(ただし、日本の金融機関の休日は除く。)以内に、当該請求にかかる額を登録されているお客様名義の金融機関口座に返還する。 3. 当社は返還請求に基づく手続きが完了するまでに、お客様の資産評価額が未決済建玉に係る取引必要証拠金額を下回った場合、当該返還手続きを行わないことができるものとする。
第23条(解約)	第23条(解約)

略 <u>(削除)</u>	略 <u>⑮お客様が FX 口座を解約された場合</u>
第 24 条(取引の制限、停止) 当社は、第 17 条第 1 項、第 2 項各号いずれかの事由に該当する可能性があるとして判断した場合、第 23 条第 1 項各号に該当する可能性があるとして判断した場合または以下の事項に該当するなど不適切な取引であると判断した場合、お客様の新規の取引を制限または停止することができる。 ①当社システムに大きな負荷を与える行為 ②取引と関係のない入出金を繰り返す行為 ③金融資産や投資経験などから判断して過剰な取引 ④お客様より本取引に関して訴訟提起、調停申立、裁判外紛争処理機関へのあっせん申立等が行われた場合で、その争いの対象となった事柄と同一の理由により、取引を継続したときに紛争、損失が拡大する可能性がある場合	第 24 条(取引の制限、停止) 当社は、第 17 条第 1 項、第 2 項各号いずれかの事由に該当する可能性があるとして判断した場合、第 23 条第 1 項各号に該当する可能性があるとして判断した場合または以下の事項に該当するなど不適切な取引であると判断した場合、お客様の新規の取引を制限または停止することができる。 ①当社システムに大きな負荷を与える行為 ②取引と関係のない入出金を繰り返す行為 ③金融資産や投資経験などから判断して過剰な取引 ④お客様より本取引 <u>及び FX 取引</u> に関して訴訟提起、調停申立、裁判外紛争処理機関へのあっせん申立等が行われた場合で、その争いの対象となった事柄と同一の理由により、取引を継続したときに紛争、損失が拡大する可能性がある場合
令和 3 年 11 月 24 日施行 <u>令和 7 年 6 月 28 日改訂</u>	令和 3 年 11 月 24 日施行